

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	e L T A Xシステムに係る外部結合等について（手続の追加）
----	----------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合、業務委託）

（担当部課：総務部税務課）

事業の概要

事業名	地方税の手続きにおける関係機関との連携及び電子申告等の拡大
担当課	税務課
目 的	地方税の手続きにおいて、「e L T A Xシステム」で、関係機関連携及び電子申告等を、公的年金等支払報告書（追加・訂正分）の連携及び租税条約に関する届出書、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書（以下、「地方税関係申告等」という。）に拡大することで、納税義務者・特別徴収義務者・申告者（以下、「納税義務者等」という。）の負担を軽減させるため。
対象者	1 公的年金特別徴収対象者 2 e L T A Xシステムを使って地方税関係申告等を行う申告者
事業内容	1 概要 地方税共同機構が提供する e L T A Xシステムとの外部結合は、平成 21 年度第 2 回、同第 6 回、平成 22 年度第 3 回情報公開・個人情報保護審議会にて了承済である。また、外部結合の地方税関係申告等の電子申告について、令和 5 年度第 4 回個人情報保護管理運営会議にて了承済である。 情報公開・個人情報保護審議会、個人情報保護管理運営会議の了承を受け、公的年金等支払報告書による関係機関との連携、地方税関係申告書等の電子申告による受付を行ってきたが、令和 4 年税制改正により、令和 7 年 1 月以降、公的年金等支払報告書の追加及び訂正についても関係機関との連携が拡大されることとなった。また、地方税関係申告等についても電子申告項目が拡大される。 については、公的年金等支給報告書（追加・訂正分）及び租税条約に関する届出書、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書を e L T A Xシステムに連携することで、納税義務者等への適正な課税及び申告等の負担軽減に繋がることから、e L T A Xシステムを利用した手続きを追加するために必要な外部結合及び業務委託を行う。 2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 （1）外部結合 e L T A Xシステムに公的年金等支払報告書（追加・訂正分）及び租税条約に関する届出書、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書を連携させるため。 （2）業務委託 審査システム運用、保守サポート業務及び情報の一時的な保存業務を委託する。

	3 対象者数	
	公的年金特別徴収対象者	14,076 人
	地方税関係申告の申告者	260,011 人
	特別徴収義務者	86,133 社
※個人情報の流れは、資料 2 4－1 のとおり		

件名 e L T A Xシステムの外部結合について(手続の追加)

※太字ゴシック(下線)は、令和5年度第4回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者: 公的年金特別徴収対象者 地方税関係申告等を行う申告者 情報項目: 資料24-2のとおり
結合の相手方	地方税共同機構
結合する理由	更正請求書、提出期限延長申請書、納税管理人申告書 e L T A Xシステムにより、電子申告することにより、紙での申告と比べて、申告者の負担軽減が見込まれるため。 <u>以下の手続を新たにe L T A Xシステムへ結合する。</u> <u>公的年金等支払報告書(追加・訂正分)の連携</u> <u>公的年金等支払報告書(追加・訂正分)連携されることにより、紙での送付より迅速な課税が見込まれるため。</u> <u>地方税関係申告等</u> <u>租税条約に関する届出書、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書を電子申告することにより、紙での申告と比べて、申告者の負担軽減が見込まれるため。</u>
結合の形態	区の審査クライアント(地方税等に係るデータを地方税共同機構と送受信するために区に設置された端末)と地方税共同機構のeLTAXポータルセンターをLGWAN回線(地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク)で結合し、データの送受信を行う。
結合の開始時期と期間	令和7年1月から令和7年3月31日まで (次年度以降も、同様の外部結合を行う。) ※令和6年10月から仮稼働テスト(個人情報なし)のため、区の審査クライアントと地方税共同機構のeLTAXポータルセンターとの外部結合を行う。(予定)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 e L T A Xシステムの導入に係る審査システム (LGWAN-ASP サービス運用等業務) の委託について (業務内容の追加)

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
委託先	地方税共同機構に登録している審査システム運営事業者（地方税共同機構から LGWAN-ASP サービス（※）の認証を受けたもの。プライバシーマーク、ISO 27001 認証取得） ※行政専用の閉域ネットワークである LGWAN 回線を使用して地方自治体向け各種行政サービスを提供する事業者及びそのサービス
委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	対象者：公的年金特別徴収対象者 地方税関係申告等を行う申告者 情報項目：資料24-2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	LGWAN-ASP サービスを利用して送受信するデータファイル
委託理由	区が単独で審査システム（地方税等に係るデータを地方税共同機構と送受信するためのシステム）の開発・運用を行うより、同機構に登録している審査システム運営事業者（地方税共同機構から LGWAN-ASP サービスの認定を受けたもの）が運用する審査システムを利用するほうが、経費や人的負担を軽減できるため。
委託の内容	区の審査クライアントと地方税共同機構のポータルセンターとの間で、個人情報に係る情報の送受信を行うために必要な審査システム運用、保守サポート業務及び情報の一時的な保存業務を委託する。 なお、保守サポート業務（団体連動試験及び問合せ対応業務）の一部について、別事業者に業務の再委託を予定している。
委託の開始時期及び期限	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで（予定） （次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 eLTAXシステムの導入に係る審査システム (LGWAN-ASP サービス運用等業務) の再委託について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
委託先(再委託先)	【委託先】 地方税共同機構に登録している審査システム運営事業者 (地方税共同機構から LGWAN-ASP サービスの認証を受けたもの。 プライバシーマーク、ISO 27001 認証取得。) 【再委託先】 地方税共同機構に登録している eLTAX サポート事業者 (地方税共同機構に eLTAX サポート事業者として登録されたもの。 プライバシーマーク、ISO 27001 認証取得)
再委託に伴い事業者に処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者：公的年金特別徴収対象者 地方税関係申告等を行う申告者 情報項目：資料24-2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	LGWAN-ASP サービスを利用して送受信するデータファイル
再委託理由	新宿区専用のヘルプデスクを設置し、問い合わせ対応や指導を行わせることによって、効率的で安定的な eLTAX システム運用を可能とするため。
再委託の内容	ヘルプデスクの設置、問い合わせ対応、システムに係る助言・指導
再委託の開始時期及び期限	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで(予定) (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

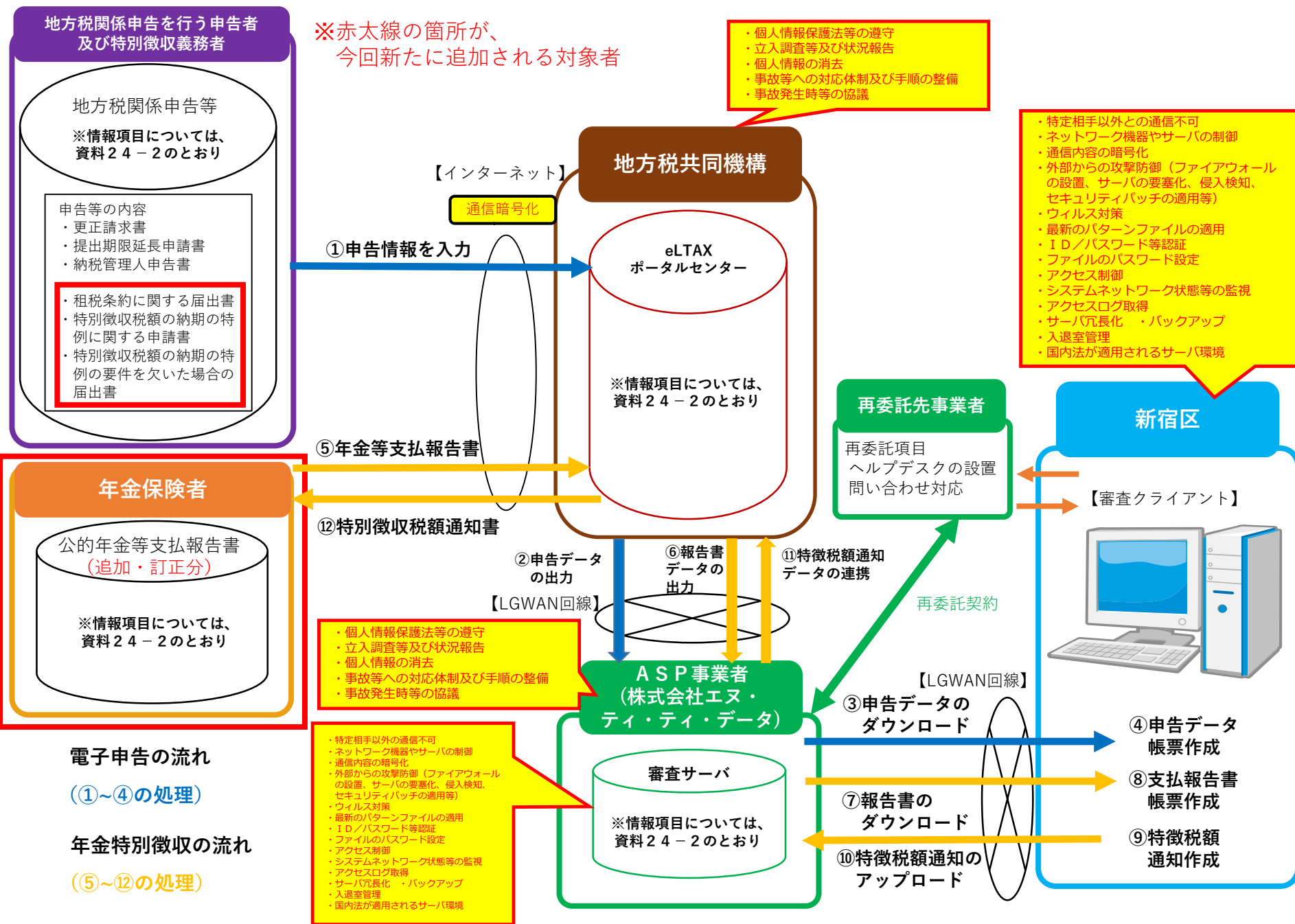
e L T A Xシステムに係る個人情報の流れ

(資料 2 4 - 1)

※赤太線の箇所が、
今回新たに追加される対象者

- ・個人情報保護法等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・個人情報の消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウィルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境



結合される情報項目・委託に伴い事業者処理させる情報項目

特別区民税・都民税に係る項目

【ファイル名：更正請求書】

税目区分、様式 ID、手続 ID、利用者 ID、納税者 ID、代理人利用者 ID、代理人納税者 ID、受付年月日、宛先【地方公共団体コード】、宛先【税務事務所コード】、宛先【長名】、税目、提出年月日、納税義務者又は特別徴収義務者【指定番号・証票番号等】、納税義務者又は特別徴収義務者【氏名又は名称（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【氏名又は名称】、納税義務者又は特別徴収義務者【生年月日】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人代表者氏名（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人代表者氏名】、納税義務者又は特別徴収義務者【郵便番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【住所又は所在地】、納税義務者又は特別徴収義務者【電話番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）氏名（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）氏名】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）電話番号】、個人番号・法人番号区分、納税義務者又は特別徴収義務者【個人番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人番号】、施設情報【施設番号】、施設情報【名称】、施設情報【住所又は所在地】、施設情報【電話番号】、車両番号（標識番号）【標板文字】、車両番号（標識番号）【分類番号】、車両番号（標識番号）【かな文字】、車両番号（標識番号）【一連指定番号】、利子等の種別、配当等の種別、更正対象年、更正対象月、更正対象【事業年度又は課税期間（開始年月日）】、更正対象【事業年度又は課税期間（終了年月日）】、更正対象【申告書の提出年月日】、更正請求前【課税標準】、更正請求前【税額等】、更正請求後【課税標準】、更正請求後【税額等】、更正請求前【課税標準（資産割）】、更正請求前【課税標準（従業者割）】、更正請求前【税額（資産割）】、更正請求前【税額（従業者割）】、更正請求前【税額（資産割＋従業者割）】、更正請求後【課税標準（資産割）】、更正請求後【課税標準（従業者割）】、更正請求後【税額（資産割）】、更正請求後【税額（従業者割）】、更正請求後【税額（資産割＋従業者割）】、更正請求前【人員】、更正請求前【退職手当等支払金額】、更正請求前【税額等（市町村民税）】、更正請求前【税額等（都道府県民税）】、更正請求後【人員】、更正請求後【退職手当等支払金額】、更正請求後【税額等（市町村民税）】、更正請求後【税額等（都道府県民税）】、等級、法定納期限、更正・決定年月日、判決確定年月日、法第 20 条の 9 の 3 第 2 項更正の請求の場合【第 3 号の政令で定める理由の生じた年月日】、更正請求の理由その他参考事項、更正の請求の対象となる者【現住所】、更正の請求の対象となる者【氏名】、備考、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【金融機関区分】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【銀行名】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【支店名】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【金融機関コード】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【金融機関支店コード】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【口座種別】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【口座番号】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【ゆうちょ銀行記号】、還付を受けようとする金融機関及び支払方法【ゆうちょ銀行番号】

【ファイル名：申告書の提出期限の延長の承認申請書】

税目区分、様式 ID、手続 ID、利用者 ID、納税者 ID、代理人利用者 ID、代理人納税者 ID、受付年月日、宛先【地方公共団体コード】、宛先【税務事務所コード】、宛先【長名】、税目、提出年月日、納税義務者又は特別

徴収義務者【指定番号・証票番号等】、納税義務者又は特別徴収義務者【氏名又は名称（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【氏名又は名称】、納税義務者又は特別徴収義務者【生年月日】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人代表者氏名（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人代表者氏名】、納税義務者又は特別徴収義務者【郵便番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【住所又は所在地】、納税義務者又は特別徴収義務者【電話番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）氏名（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）氏名】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）電話番号】、個人番号・法人番号区分、納税義務者又は特別徴収義務者【個人番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人番号】、車両番号（標識番号）【標板文字】、車両番号（標識番号）【分類番号】、車両番号（標識番号）【かな文字】、車両番号（標識番号）【一連指定番号】、税額、期限の種類、納期限又は提出期限、延長期限、災害等を受けた日、災害等やむを得ない理由がやんだ日、期限の延長を必要とする理由、備考

【ファイル名：納税管理人申告書】

税目区分、様式 ID、手続 ID、利用者 ID、納税者 ID、代理人利用者 ID、代理人納税者 ID、受付年月日、先【地方公共団体コード】、宛先【税務事務所コード】、宛先【長名】、税目、申告（申請）区分、提出年月日、納税義務者又は特別徴収義務者【指定番号・証票番号等】、納税義務者又は特別徴収義務者【氏名又は名称（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【氏名又は名称】、納税義務者又は特別徴収義務者【生年月日】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人代表者氏名（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人代表者氏名】、納税義務者又は特別徴収義務者【郵便番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【住所又は所在地】、納税義務者又は特別徴収義務者【電話番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）氏名（フリガナ）】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）氏名】、納税義務者又は特別徴収義務者【問合せ先（担当者・税理士など）電話番号】、個人番号・法人番号区分、納税義務者又は特別徴収義務者【個人番号】、納税義務者又は特別徴収義務者【法人番号】、車両番号（標識番号）【標板文字】、車両番号（標識番号）【分類番号】、車両番号（標識番号）【かな文字】、車両番号（標識番号）【一連指定番号】、納税管理人【氏名又は名称（フリガナ）】、納税管理人【氏名又は名称】、納税管理人【生年月日】、納税管理人【郵便番号】、納税管理人【住所又は所在地】、納税管理人【電話番号】、納税管理人【備考（職業・納税義務者との続性（関係））】、申告（申請）理由、納税管理人を定めた、又は変更・廃止が生じた年月日、備考

【ファイル名：公的年金等支払報告書（追加・訂正分）】

法定資料の種類【331】、税務署の整理番号 1、年金保険者の住所、年金保険者の名称、年金保険者の電話番号、税務署の整理番号 2、支払対象年、支払を受ける者の住所、支払を受ける者のフリガナ、支払を受ける者の氏名、支払を受ける者の生年月日、修正前年金支払金額、修正後年金支払金額本人所得控除の有無【障害、老年者等】、控除対象配偶者の有無、控除対象扶養親族の数、控除対象扶養親族の種類【障害、老人、特定等】、摘要、16 歳未満の扶養親族の数、提出先市町村コード

【ファイル名：租税条約に関する届出書】

税目区分、様式 ID、手続 ID、利用者 ID、納税者 ID、代理人利用者 ID、代理人納税者 ID、受付年月日、宛先
 地方公共団体コード、税目、提出年月日、納税義務者の氏名（フリガナ）、納税義務者の生年月日、納税義務
 者の賦課期日現在の住所又は居所、納税義務者の現在の住所又は居所、納税義務者の入国前の住所又は居所、
 納税義務者の年齢、納税義務者の国籍、納税義務者の入国年月日、納税義務者の在留期間、納税義務者の在
 留資格、納税義務者の学校又は事業所の名称、納税義務者の学校又は事業所の所在地、報酬等の支払者の名
 称、報酬等の支払者の所在地、報酬等の支払者の事業の内容、報酬等の支払者の恒久的又は固定的施設の状
 況、報酬等の所得の種類、報酬等の支払者との契約期間、報酬等の支払日、
 報酬等の支払方法、報酬等の支払金額及び月額、年額の区分、報酬等の支払いを受ける者の資格及び提供す
 る役務の内容、その他

【ファイル名：特別徴収税額の納期の特例に関する申請書】

税目区分、様式 ID、手続 ID、利用者 ID、納税者 ID、代理人利用者 ID、代理人納税者 ID、受付年月日、地方
 公共団体コード、申告（申請）区分、提出年月日、特別徴収義務者の指定番号、特別徴収義務者の氏名又は
 名称（フリガナ）、特別徴収義務者の代表者職名、氏名、特別徴収義務者の電話番号、特別徴収義務者の法人
 番号、特別徴収義務者の届出書の理由、特別徴収義務者の問合せ先（担当者・税理士など）氏名、特別徴収
 義務者の問合せ先（担当者・税理士など）の電話番号、特別徴収義務者の特別徴収税額、特別徴収義務者の
 給与支払人員、特別徴収義務者が支払っている給与支払額、やむを得ない理由の詳細、承認取り消しの有無
 及び年月日

【ファイル名：特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書】

税目区分、様式 ID、手続 ID、利用者 ID、納税者 ID、代理人利用者 ID、代理人納税者 ID、受付年月日、地方
 公共団体コード、申告（申請）区分、提出年月日、特別徴収義務者の指定番号、特別徴収義務者の氏名又は
 名称（フリガナ）、特別徴収義務者の代表者職名、氏名、特別徴収義務者の電話番号、特別徴収義務者の法人
 番号、特別徴収義務者の届出書の理由、特別徴収義務者の問合せ先（担当者・税理士など）氏名、特別徴収
 義務者の問合せ先（担当者・税理士など）の電話番号

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「ー」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	情報保護対策
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	－ (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	－ (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	－ (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに委託先と今後の対応を協議する。
	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「ー」	情報保護対策
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	ー (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	ー (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	ー (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。